

(件名) 奄美市住用町・戸玉集落内の採石事業拡大不認可の陳情書

(陳情の要旨)

奄美大島は、ここ10数年来、「奄美・琉球世界自然遺産登録」にむけて官民一体でとり組んでおるところです。

2018年8月登録については、IUCNから「推薦地区の統合」などの課題解決について延期勧告がなされ登録を断念しました。再挑戦の今回、世界的な新型コロナ蔓延の為ユネスコの登録委員会開催延期された状況から、奄美大島・徳之島・沖縄北部・西表島の世界自然遺産登録実現は、まだ先のようにです。

さて、奄美の最も自然豊かな佇まいの戸玉集落が1977年（昭和52年）以来の集落を取り囲む山での採石事業開始で一変し、今日までも、平穏な日常生活が奪われたままです。

1996年（平成8年）には、人家近くで行われるダイナマイトによる破砕、大型削岩機での砕石作業、集落内を往来する大型ダンプからの騒音、震動、集落を覆う粉塵は昼夜を問わず集落民を苦しめました。集落区長は砕石業者と「公害防止協定」を旧住用村長立会の下結んでいます。しかし、この業者は協定内容を履行していないにも関わらず、その後も県より新事業認可を受け続けています。

2004年（平成16年）には、他の業者の新規採石現場に亀裂がみつき、少しの雨でも大崩落の恐れがあると判断した住用村は、戸玉全世帯に「避難勧告」を出し、住用村、県・大島支庁はそれぞれ対策本部を設置し、名瀬警察署は災害警備本部を設置しています。その後、県は行政代執行で応急工事に約5千万、本格工事は約5億円の血税を投入しています。

今回、先の「公害防止協定」を結んだ業者から2019年（令和元年）12月に戸玉集落と市集落の間にある「クロウサギを守ってください」看板（市小中学生製作）の後背地を採石場にする申請書が提出されています。戸玉集落民と市集落民は、これまで業者の行った協定違反事案が、両集落民の生活権を侵害してきたことから、令和2年4月27日に県・大島支庁に「業者の採取変更計画反対」の要請書を提出しています。また「奄美の自然と文化を守る会議」は、5月28日に、大島支庁へ「生活権を侵す砕石事業の禁止の要請書」5月29日に、奄美市長へ「砕石事業認可に伴う自治体意見書についての要請」を行っています。奄美市は意見書を提出済みと回答していますが、認可の裁定はまだのようです。

戦後の高度成長期にできた現「採石法」に基づいた許認可が、これまで多くの住民に犠牲を強いてきたことは間違いありません。43年間採石場の増殖と化した戸玉集落の住民（県民）へ安息の日常生活を保障する意味でも、採石不認可に導く採択をお願い致します。

記

・奄美市住用町、戸玉集落後背地の採石認可をしないこと

(添付資料省略)